

添付2号様式

北海道留寿都高等学校介護職員初任者研修 学則

1 研修の目的

福祉サービス利用者の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、専門的知識及び技術を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

2 研修の名称

北海道留寿都高等学校介護職員初任者研修

3 研修の課程

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
留寿都村	昼間	18ヶ月	18ヶ月	20	なし	北海道留寿都高等学校 農業福祉科 農業福祉コース 2,3年生

4 受講手続

(1) 募集時期

農業福祉科農業福祉コース履修者対象のため、特に募集しない

(2) 返還方法

受講料として徴収していないので返還はなし

## 5 カリキュラム (130 時間)

科 目 名	研修時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	1 3 0 時間

## 6 主要テキスト

- ・介護職員初任者研修テキスト第1分冊、第2分冊 (株QOLサービス)
- ・介護職員初任者研修テキスト第1巻「介護のしごとの基礎」、第2巻「自立に向けた介護の実際」  
(中央法規)

## 7 修了認定

### (1) 出欠の確認方法

各講義等の開始時に出欠確認を行う。

### (2) 成績の評定方法

講師による評価及び筆記試験により行い、本校教務内規に基づき成績の評定を行う。なお、筆記試験による合格基準は、全体に対する6割以上の正答とし、それに達しない場合は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努め、再評価するものとする。

### (3) 修了の認定方法

実施時間数の全てを出席していること。なお、やむを得ない事由により出席時間数が不足したものについては、補講を行い規定の出席時間数を補ったと認める場合のみ認定する。

### (4) 修了証明書

修了が認定された者には修了証明書(携帯用)を別紙5のとおり交付する。

## 8 補講の取扱い

補講の対象者 研修を欠席した者。

補講の内容 研修実施内容を補講の対象者に行う。

## 9 退学の規定

北海道留寿都高等学校の学則規定に準ずる。

## 10 講師

別紙「添付3号様式 講師一覧」参照

## 11 実習施設

実習は実施しない。

## 12 その他

### (1) 修了証の再交付

修了証の紛失、氏名変更などの場合には、書面による申請がされたうえで、戸籍抄本もしくは住民票の写しと引き換えに再交付する。

付則 この学則は平成25年7月1日から施行する。

修了証明書

第 号	修 了 証 明 書	氏 名
	年 月 日	年 月 日
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項 第一号口に掲げる研修の課程（介護職員初任者研修課程）を修了 したことを証明する。		
年 月 日		
北海道留寿都高等学校長		
川 嶋 修 一 印		

修了証明書		
第	号	
氏名 _____		
生年月日	年	月 日
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号 口に掲げる研修の課程（介護職員初任者研修課程）を修了したことを証 明する。		
令和	年	月 日
北海道留寿都高等学校長	川 嶋	修 一 印

(携帯用)